

大衡村マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大衡村マスコットキャラクター「ひら麻呂」を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひら麻呂」（以下「キャラクター」という。）とは、令和2年8月に決定した村のマスコットキャラクターをいう。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権限は、村に属する。

(申請の制限)

第4条 村長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクターの使用をさせないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 大衡村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認めるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (6) その他村長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大衡村マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 大衡村及び大衡村が構成員に入っている協議会等が使用するとき。
- (2) 大衡村内の行政区において、地域への奉仕活動若しくは地域の活性化につながる活動において使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。

(4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(5) その他村長が適当と認めるとき。

(承認及び不承認)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大衡村マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、村長が特に必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

2 村長は、キャラクターの使用の承認をすることが適当でないとき、大衡村キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間等)

第7条 キャラクターの使用期間は、承認の日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。

2 使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間の満了する日の30日前までに、大衡村マスコットキャラクター使用更新申請書（様式第4号）により村長に申請しなければならない。

3 使用の更新の場合における使用方法及び使用期間については、第4条及び第6条の規定を準用する。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 第6条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この要綱の規定及び承認の条件に違反しないこと。

(2) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を村長の承諾なしに改変しないこと。

(6) キャラクターを使用した商品等は、完成後、速やかに村長に提出すること。この場合において、キャラクターを使用した商品等の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真等を提出すること。

(7) 商標登録の出願を行わないこと。

(申請内容の変更)

第10条 承認者は、申請の内容を変更しようとするときは、大衡村マスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、大衡村マスコットキャラクター使用変更承認通知書(様式第6号)により承認者に通知するものとする。

3 村長は、キャラクターの使用変更の承認をすることが適当でないとき、大衡村マスコットキャラクター使用変更不承認通知書(様式第7号)により承認者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第11条 村長は、承認者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、大衡村キャラクター使用承認取消通知書(様式第8号)により、承認者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消日以後、直ちに使用を停止し、村に返却しなければならない。

4 村長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(調査)

第12条 村長は、必要に応じ、キャラクターの使用状況等について、承認者に報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償)

第13条 村は、キャラクターの使用により承認者が被った損害、承認者が第三者に与えた損害その他キャラクターの使用中に生じた事故等による損害について、一切の責任を負わない。

2 承認者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により村に損害を与えたときは、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別

に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。